

# 近現代日本教科書史の略年表

( ) 内は月、1872 (明治5) 年までは旧暦

1871 (明治4)	文部省設置 (7)
1872 (明治5)	東京に師範学校を開校 (翌年東京師範学校と改称) (5)、「被仰出書」布告、「学制」を發布 (8)、「小学教則」「中学教則」を制定 (9)
1873 (明治6)	文部省顧問として米人ダビッド=モルレー来日 (6)
1874 (明治7)	東京に女子師範学校を設置 (3)、小学校教員 (小学訓導) の免許規則制定 (7)
1875 (明治8)	小学学齢を満6歳から満14歳までと定める (1)、文部省蔵版の教科書はすべて翻刻を許可 (6)、東京師範学校に中学師範学科を設置、商法講習所を設置 (8)
1876 (明治9)	小学校の休日を日曜日とする (1・6の休日を廃止) (5)、東京女子師範学校内に幼稚園を置く (11)、○このころから地方出版の教科書が多数現れる。
1877 (明治10)	東京大学創設 (4)
1878 (明治11)	文部省「小学教則」を廃止 (5)、体操伝習所を開設 (体操の教員養成と体育法の研究を始める) (10)、○このころから教科書に復古的傾向が現れる。
1879 (明治12)	「教学聖旨」が出される (8)、「教育令」を公布 («学制」を廃止) (9)、音楽取調掛を設置 (10)
1880 (明治13)	文部省に編輯局をおき、教科書を編輯 (3)、集会条例により教員・生徒の政治活動を禁止 (4)、「教育令」を改正 (改正教育令) (12)
1881 (明治14)	「小学校教則綱領」を制定、教科書の開申制度を定める (5)、「小学校教員心得」を定める (6)、「中学校教則大綱」を制定 (7)、「師範学校教則大綱」を制定 (8)
1882 (明治15)	宮内省編「幼学綱要」を下賜 (11)
1883 (明治16)	小学校教科書の認可制度を実施 (7)
1885 (明治18)	「教育令」を再び改正 (8)、内閣制度を創設、森有礼が初代文部大臣に就任 (12)
1886 (明治19)	文部省に編輯局をおき、教科書の編輯・出版・検定にあたる (2)、「小学校令」・「中学校令」・「師範学校令」を公布 (4)、「教科用図書検定条例」を制定、「小学校ノ学科及其程度」を制定 (5)、「小学校教員免許規則」を制定 (6)
1887 (明治20)	教科用図書検定規則を制定 (5)、図画取調掛を東京美術学校、音楽取調掛を東京音楽学校と改称・改組 (10)

1888 (明治21)	○この、年国歌「君が代」の制定を各条約国に通告
1890 (明治23)	「地方学事通則」を公布、「小学校令」を公布 (明治19年小学校令を改正)、 「教育ニ関スル勅語」(教育勅語) 発布 (10)
1891 (明治24)	「小学校設備準則」を制定 (4)、小学校正教員准教員の別を定める (5)、 「小学校祝日大祭日儀式規程」を制定 (6)、「小学校教則大綱」を制定、「学 級編制等ニ関スル規則」を制定 (11)、「小学校修身教科用図書検定標準」を 公示 (12)
1892 (明治25)	小学校教科書を生徒用・教師用の2種として制定 (9)
1893 (明治26)	文部省、祝日・大祭日の儀式に用いる歌詞・楽譜を選定 (「君が代」など) (8)、「実業補習学校規程」を制定 (11)
1894 (明治27)	「高等学校令」交布 (6)、○日清戦争始まる (8) (~95年4月)
1895 (明治28)	「高等女学校規程」を制定 (1)、検定教科書に文部省検定済の文字記載を定 める (5)
1896 (明治29)	「市町村立小学校教員年功加俸国家補助法」公布 (3)、帝国教育会結成 (12)
1897 (明治30)	道府県に地方視学を置く (5)、「師範教育令」を公布、尋常師範学校を師範 学校と改称 (10)
1899 (明治32)	「実業学校令」「高等女学校令」を公布、「中学校令」を改正 (2)、視学官・ 視学・郡視学を設置 (6)、「教科用図書検定規則」を改正 (11)
1900 (明治33)	「市町村立小学校教育費国庫補助法」公布、「教員免許令」公布 (3)、「小学 校令」改定、「小学校令施行規則」を制定、小学校教科書を児童用、教員用、 教授用の3種として検定 (8)
1902 (明治35)	臨時教員養成所を設置 (3)、教科書疑獄 <sup>きごく</sup> 事件起きる (12)
1903 (明治36)	「専門学校令」を公布 (3)、国定教科書制度成立 (小学校令を改正) (4)
1904 (明治37)	○日露戦争始まる (2) (~05年9月)、全国の小学校で国定教科書の使用開 始 (修身・読本・国史・地理から、05年より算術・図画、11年より理科)、 「小学校教科用図書翻刻発行規則」制定 (4)、国定教科書編集のため、専任 編修官を置く (5)
1905 (明治38)	「合名会社国定教科書共同販売所」設立 (5) →翌年株式会社となる
1907 (明治40)	「小学校令」を改正、義務教育年限を6年に延長 (明治41年4月から施行) (3)、 義務教育6年に延長のため、国定教科書の修正編修に着手、「師範学校規程」制 定一本科2部の設置 (4)
1908 (明治41)	戊申詔書を発布 (10)
1909 (明治42)	「小学校教科用図書翻刻発行ニ関スル規程」制定 (日本書籍・東京書籍・大 阪書籍の3社に翻刻発行を、その販売を国定教科書図書共同販売所に許可) (10)

1910 (明治43)	修身・国語・算術などの第2期国定教科書使用を開始、理科を国定に追加(7)
1911 (明治44)	「南北朝正閏問題」起こる、文部省、南朝を正統として教科書修正につき通達(2)、国定理科教科書使用を開始(4)
1913 (大正2)	「小学校令」を改正、府県授与の教員免許状を全国有効とする、「小学校令施行規則」を改正(3学級2教員制を承認)(7)
1914 (大正3)	『第2種尋常小学校読本』の使用開始(4)
1915 (大正4)	「公立学校職員分限令」公布(1)、「師範学校規程」を改正(3)
1917 (大正6)	『高等小学修身書女生用』を使用開始(4)、臨時教育会議を設置(9)
1918 (大正7)	「市町村義務教育費国庫負担法」公布(3)、第3期国定教科書の使用を開始(4)、「大学令」「高等学校令」(12)
1919 (大正8)	「小学校令」「中学校令」を改正(2)、「小学校令施行規則」改正により家事教科書国定となる(3)、修正の『尋常小学算術書』児童用の使用を開始(4)
1920 (大正9)	文部書図書局に第1課(編集)、第2課(発行・検定)を置く(5)、「高等女学校令」を改正(高等科、専攻科を設置)(7)
1921 (大正10)	大学・高等学校の学年開始を9月から4月にする、『尋常小学国史』を使用開始(4)、文部省、通俗教育を社会教育と改称(6)、八大教育主張講演会開催される(8)
1922 (大正11)	『尋常小学理科書』第4学年用の使用開始(4)
1923 (大正12)	第2次修正の『高等小学算術書』の使用開始(4)、「盲学校及聾啞学校令」を公布(8)、文部省、関東大震災のため教育上の特別措置を定め、教育上の注意を告諭(9)、「国民精神作興ニ関スル詔書」公布(11)
1924 (大正13)	文政審議会を設置(4)、メートル法実施により算術教科書の修正を決定(7)
1925 (大正14)	メートル法採用の『尋常小学算術書』の使用開始、「師範学校規程」を改正(第1部を5年に延長、専攻科を設置)、「陸軍現役将校学校配属令」公布(4)
1926 (大正15)	「青年訓練所令」公布(7月に全国一斉に青年訓練所開設)、「幼稚園令」公布(4)
1928 (昭和3)	文部省、思想問題に関する訓令、メートル法採用の算術教科書6年まで完成(4)、貧困のために修学困難な児童に教科書の給与定める(10)
1929 (昭和4)	教員の俸給不払、減俸、免職など全国各地に起こる(6)
1931 (昭和6)	○この年全国各地で小学校教員の俸給未払い、延滞強制寄付続出する、中学校、師範学校に「公民科」を置く、師範学校本科第2部を2年に延長(1)、「公立学校職員俸給令」を改正し、官吏・教員の減俸を実施(小学校教員は6月)(5)、○「満州事変」勃発(9)
1932 (昭和7)	高等女学校に「公民科」を置く(2)、国民精神文化研究所を設置、文部省、思想

	問題講習会を各地で開催(8)、小学児童に対する学校給食について文部省訓令(9)
1933(昭和8)	新編集の色刷『小学国語読本』の使用開始(4)
1934(昭和9)	同上『尋常小学修身書』の使用開始、全国の小学校教員代表、精神作興大会を開催(国民道徳作興に関する勅語下賜)(4)
1935(昭和10)	同上『尋常小学算術』の使用開始、「青年学校令」を公布、文部省、「天皇機関説問題」に関連して「国体明徴」の訓令、全国向け学校放送を開始(4)、「教学刷新評議会」を設置(11)
1936(昭和11)	国体明徴の観点から小学校国史教科書の改訂、文部省、義務教育八年制案を閣議に提出(内閣更迭のため実現せず)(11)
1937(昭和12)	文部省編『国体の本義』を刊行(3)、文部省に教学局を設置(7)、○日中全面戦争始まる、国民精神総動員運動始まる(8)、教育審議会を設置(12)
1938(昭和13)	『尋常小学地理書』の使用開始(4)
1939(昭和14)	「青年学校令」を改正、青年学校の男子義務制を実施(4)、「青少年学徒ニ賜リタル勅語」下賜(5)、中等学校の入学試験を学科廃止、内申書・口頭試問・身体検査とする(9)
1940(昭和15)	「義務教育費国庫負担法」公布(3)、文部省、修学旅行の制限を通達(6)
1941(昭和16)	「国民学校令」公布(4月国民学校と改称)(3)、国民学校教科書(第1・2学年用)の使用開始(4)、文部省教学局編『臣民の道』を刊行(7)、○12月8日アジア・太平洋戦争始まる(～45年8月15日)
1942(昭和17)	「国民錬成所」を設置(1)、国民学校初等科第3・4学年新教科書の使用開始(4)、大学、専門学校の終業年限を6カ月短縮(卒業式を挙行)(9)
1943(昭和18)	「中等学校令」公布、中学校・高等女学校・実業学校各令廃止、教科書国定化(1)、「師範教育令」公布一師範学校は官立となり専門学校程度に昇格(3)、師範学校、中等学校に国定教科書を使用、国民学校初等科第5・6学年新教科書の使用開始(4)、「教学錬成所」を設置(11)、学徒出陣始まる(12)
1944(昭和19)	青年学校の教科書を国定とする(4)、初等科児童の疎開促進を閣議決定(6)、「学徒勤労令」公布、中等学校以上の学徒の通年動員(8)
1945(昭和20)	「学童集団疎開強化要綱」を決定、「決戦教育措置要綱」を閣議決定(国民学校初等科を除き、学校の授業をすべて4月から1年間停止)(3)、「戦時教育令」公布(5)、「終戦ニ関スル件」を訓令、国体護持を強調(8) 文部省「新日本建設ノ基本方針」発表、戦時教材の削除・省略について通達(墨塗りの指示)(9)、総司令部(GHQ)の「日本教育制度ニ対スル管理政策」指令(10)、総司令部の「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」指令(12)

1946 (昭和21)	米国教育使節団来日、報告書を提出 (3)、文部省、「新教育指針」の発行配布の開始 (5)、総司令部、地理の授業再開指令 (6)、教育刷新委員会の設置 (8)、国民学校用『くにのあゆみ』刊行 (9)、総司令部、国史の授業再開指令、『国民学校公民教師用書』・『中等学校青年学校公民教師用書』を発行 (10)
1947 (昭和22)	昭和22年度より六・三制義務教育実施を閣議決定 (2)、「教育基本法」「学校教育法」公布、学習指導要領 (一般編・試案) を発行 (3)、新学制による小学校・中学校発足 (4)、社会科の授業開始、文部省検定教科書制度の実施を発表 (9)
1948 (昭和23)	新学制による高等学校発足、「教科用図書検定規則」を制定 (4)、教育勅語などの失効確認 (衆議院・参議院両院で決議) (6)、「教育委員会法」公布 (7)、教育委員会の発足 (11)
1949 (昭和24)	新制大学の設置認可、検定教科書の使用開始 (4)、「教育職員免許法」公布 (5)
1950 (昭和25)	第2次米国教育使節団来日 (8)、天野文相、教職員のレッドパージ実施を言明 (9)、文部省、国旗掲揚、「君が代」斉唱について通達 (10)、天野文相、修身科復活と国民実践要領を発言 (11)
1951 (昭和26)	文部省、「道徳教育のための手引書要綱」発表 (4)、「児童憲章」制定 (5)、学習指導要領 (一般編・試案) の改訂版発行 (7)、日教組第1回全国教育研究集会を開催 (11)
1952 (昭和27)	中央教育審議会を設置、日教組、「教師の倫理綱領」を決定 (6)、「義務教育費国家負担法」公布 (8)、教課審に「社会科の改善、特に道徳教育、地理、歴史教育について」を諮問 (12)
1953 (昭和28)	教科書協会発足 (3)、山口日記事件 (偏向教育問題) 起こる (6)、「理科教育振興法」公布 (8)、「学校教育法施行令」公布 (10)、○この年「社会科解体」に対する反対の論争激しくなる
1954 (昭和29)	「教育二法」案を国会に提出、日教組など反対運動起こる (2)、京都旭丘中学校事件起こる (3)、「教育二法」公布 (6)
1955 (昭和30)	文部省、改訂社会科の内容を発表 (2)、小学校改訂社会科を実施 (4)、日本民主党『うれうべき教科書の問題』(第1集)を発行 (8)、高等学校指導要領 (一般編) 発行、中教審、教科書制度の改善方策について答申 (12)
1956 (昭和31)	「地方教育行政の組織および運営に関する法律」「教科書法」を国会に提出 (3) —その後激しい反対運動起こる、教科書法案、審議未了廃案となる (6)、全国抽出学力調査を初めて実施 (9)、文部省に専任の教科書調査官を置く (10)

1957 (昭和32)	文部省、教科書採択の公正確保の通達を出す (7)、「学校教育法施行規則」で教頭の設置を定める (12)
1958 (昭和33)	文部省、「道徳実施要綱」を発表 (3)、「学校保健法」公布 (4)、小・中学校の学習指導要領「道徳編」を告示 (8)、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領を告示 (10)、○この年、教員の勤務評定実施をめぐり混乱続く。
1959 (昭和34)	NHK教育テレビ放映開始 (1)、教職員の服務などについて通達 (8)
1960 (昭和35)	政令改正で、公立小学校の1学級児童数58人から56人に改める (1)、○日米安保条約改定 (6)、高等学校の新学習指導要領を告示 (10)
1961 (昭和36)	文部省、中学校2・3年生全員を対象に、全国一斉学力調査実施 (10)
1962 (昭和37)	小学校の1学級定員を56人から54人に、中学校は54人から52人に改める (1)、「義務教育諸学校の教科用図書無償に関する法律」公布 (3)
1963 (昭和38)	国会会期切れで教科書無償措置法案廃案となる (7)、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」公布 (12)
1964 (昭和39)	「教科書無償措置法施行令」・「同施行規則」を制定 (2)、文部省、小・中学校の特設道徳の指導資料 (第1集)を発行、改訂幼稚園教育要領、改訂盲学校・聾学校指導要領小学部編を告示 (3)
1965 (昭和40)	高等学校への進学率は全国平均約70%を超える (4)、家永三郎、教科書検定を違憲として東京地裁へ提訴 (第1次訴訟) (6)
1966 (昭和41)	ILO87号条約発効 (教師の地位に関する勧告) (6)
1967 (昭和42)	文部省、手引書『道徳指導の諸問題』を小・中学校に配布 (5)、家永三郎、教科書検定の不合格処分取消しを東京地裁に提訴 (第2次訴訟) (6)
1968 (昭和43)	教員免許状の授与権を都道府県教育委員会に統一、文部省に文化庁を設置 (6)、小学校の学習指導要領を告示 (7)、○この年、全国の大学で学園紛争激化
1969 (昭和44)	中学校学習指導要領を告示 (4)
1970 (昭和45)	家永三郎提訴の教科書不合格処分取り消し訴訟、東京地裁で原告勝訴判決 (7)、高等学校の学習指導要領を告示 (10)、○東京、大阪などの学校で光化学スモッグ被害出る
1971 (昭和46)	公害教育のため小・中学校の学習指導要領の一部改正、教科書を修正 (1)、小学校の新教育課程を全面実施、新教科書の使用開始 (4)
1972 (昭和47)	中学校の新教育課程を全面実施、新教科書の使用開始 (4)、文部省、学制百年記念行事を実施 (10)
1973 (昭和48)	高等学校のの新教育課程を学年振興により実施、新教科書の使用開始 (4)、養護学校の義務制実施の政令公布 (11)
1974 (昭和49)	「義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法 (人材確保法)」

	公布 (2)、教頭職の法制化成立 (学校教育法を改正) (6)、家永教科書裁判の第1次訴訟一審判決 (家永・国側とも上告) (7)、中学校卒業者の高校進学率初めて90%を越える (11)
1975 (昭和50)	家永教科書裁判第2次訴訟に東京高裁判決 (文部省の控訴棄却、最高裁へ上告) (12)
1976 (昭和51)	文部省、教育白書「我が国の教育水準」閣議に報告 (高学歴化、生涯教育の必要性など) (5)
1977 (昭和52)	大学入試センター発足 (5)、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領を告示 (ゆとりある学校を目標に授業時数の削減、道徳・体育の重視) (7)、主任手当支給の給与法成立 (12)
1978 (昭和53)	高等学校学習指導要領を告示 (8)
1979 (昭和54)	養護学校の義務化初めて実施 (4)
1982 (昭和57)	中国政府、日本の歴史教科書の検定に抗議 (7)、教科用図書検定審議会「歴史教科書の記述に関する検定の在り方について」答申 (11)、○この年前後、アジア諸国からの歴史教科書への抗議・批判起こる (侵略・進出問題)
1983 (昭和58)	中央教育審議会「教科書の在り方について」答申 (検定結果の一部公表、採択区域の拡大など) (6)
1984 (昭和59)	家永教科書裁判第3次訴訟 (損害賠償請求) 提訴 (1)、臨時教育審議会発足 (8)
1985 (昭和60)	臨時教育審議会、教育改革に関する第1次答申 (6)、○以後、第2次答申 (86年)、第3次答申、第4次答申 (87年) 出る
1987 (昭和62)	臨時教育審議会、第4次答申で教科書を学習材と規定、無償給与継続を提言 (8)、教育課程審議会の教育課程改善答申で、小学校低学年で生活科の新設、高校社会科を地歴科と公民科に分割を提言 (12)
1988 (昭和63)	文部省、「児童生徒の問題行動実態調査」で登校拒否が中学で激増と発表 (11)、教育職員免許法の一部改正 (専修・1種・2種免許状に区分) (12)
1989 (平成元)	文部省、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領、幼稚園教育要領を告示、小学校で初任者研修制度開始 (1)、○ベルリンの壁崩壊 (11)、国連「子どもの権利条約」採択 (11)
1990 (平成2)	教科書採択の在り方に関する調査研究協力者会議報告 (2)
1992 (平成4)	新学習指導要領に基づく小学校教科書の使用開始 (生活科と保健の教科書初登場) (4)、月1回 (第2土曜日) の学校週5日制始まる (9)
1993 (平成5)	文部省、「高等学校の入学選抜について」通達 (学力偏重、業者テスト依存を改善要望) (2)
1994 (平成6)	単位制高校及び総合学科高校発足 (4)、「いじめ対策会議」発足 (12)

1995 (平成7)	いじめに関する調査結果発表、全国公立学校で5万7千件 (前年の2.6倍) (3) 学校週5日制、月2回にする (4)
1996 (平成8)	中央教育審議会、生きる力とゆとりを強調する第1次答申 (7)
1997 (平成9)	中央教育審議会、公立中高一貫校の設置、高校・大学入試の改善など第2次 答申 (6)
1998 (平成10)	文部省、完全週5日制実施を2002年度からとする (4)、教育職員免許法の一 部改正教職科目の単位増加 (6)、教育課程審議会答申 (学習内容の大幅削減、 授業時数の弾力的適用、総合的な学習の時間の新設、選択学習の拡大など) をまとめる (7)、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要 領を告示 (12)
1999 (平成11)	高等学校学習指導要領、盲・聾・養護学校学習指導要領を告示 (3)、「文部 科学省設置法」の公布 (7)、「国旗及び国家に関する法律」の公布・施行 (8)
2000 (平成12)	学校教育法施行規則の一部改正 (学校評議員制度導入、校長・教頭資格要件 緩和、職員会議の位置づけ明確化) (1)、教育職員免許法の一部改正 (教科 「情報」「福祉」の新設) (3)
2001 (平成13)	文部科学省、「21世紀教育新生プラン」作成 (1)、同、『新しい歴史教科書』 の検定合格発表 (4)、大阪教育大学附属池田小学校で児童襲われ死傷者多数 出る、教育改革関連6法案成立 (6)、○米国で同時多発テロ事件 (9)
2002 (平成14)	文部科学省、「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』』 (1)、「総合的な学習の時間」の実施、文部科学省、「心のノート」作成、学校 完全週5日制実施 (4)、同省、「学校における国旗及び国家に関する指導に ついて」通知 (7)
2003 (平成15)	○イラク戦争勃発 (3)、高等学校に新教科「情報」設置 (4)、小・中・高校 など学習指導要領一部改正、要領に示されていない内容を指導できる (12)

(年表作成 木全 清博)